

安全運転管理者 副安全運転管理者 法定講習のお知らせ

宮崎県安全運転管理者等協議会

令和3年度安全運転管理者等講習が、7月8日（木）から始まります。この講習会は道路交通法に定められているもので、事業主の方は、安全運転管理者及び副安全運転管理者にこの講習を受講させなければいけない義務があります。

受講通知書は事前に各事業所宛てに郵送されます。

また、各会場の収容人数には限りがありますので、できる限り指定日に受講してください。もし指定された日に受講できない場合は、県下どこの会場で受講されてもかまいませんので、必ず受講してください。その際、**事前の予約・連絡等は必要ありません。**

◎携行品

- ・受講申出書、事業所調査表

受講通知書に同封して郵送されますので、必ず事業所名等を正確に記載したうえでご持参ください。また、**事業所調査表は副安全運転管理者も提出が必要**ですので忘れずにご持参ください。

- ・本人確認書類（免許証等）
- ・筆記用具

◎講習受講料

受講料4,500円（非課税）は「**宮崎県収入証紙**」により納付することとなっています。講習当日、会場でも販売しております。

※郵便局で販売されているものは印紙なので、お間違えのないようお願いいたします。

◎その他

- ・会場ではコロナウイルス感染防止対策を行っております。検温、マスク着用、こまめな手指の消毒のご協力をお願いします。
- ・受講通知書の事業所名等の事項についてはお手元に届く約1ヶ月前までに公安委員会に届出されているものを記載しています。届出事項が変更になった場合は速やかに所轄警察署交通課へ届出の提出を行って下さい。**講習受付において口頭での申出等による変更手続きは一切行っておりません。**
- ・講習当日は受付窓口の混雑が予想されますので、早めのご来場をお願いします。